



医療費助成制度

重度心身障害者
ひとり親家庭等
乳幼児の助成制度

重度の障害をお持ちの方、ひとり親家庭の方、就学前のお子さんを対象に医療費の助成を行っています。手続きをお忘れの方、自分が該当になるかわからない方は問い合わせください。

重度心身障害者医療費助成制度

■対象となる方

・身体障害者手帳1・2級又は3級の1部(内部疾患)の方
・重度の知的障害(A)判定の療育手帳の交付を受けている方等)

※10月より、精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院を除く通院医療費等も対象となります。

■助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割になります。(住民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ)

ひとり親家庭等医療費助成制度

■対象となる方

・18歳未満の子を扶養又は監護(進学等で20歳未満の子を扶養)しているひとり親家庭の母又は父と子

・両親の死亡または行方不明等により、他の家庭で扶養又

は監護されている18歳未満の子(または扶養されている20歳未満の子)

■助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割になります。(住民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ)

乳幼児医療費助成制度

■対象となる方

0～6歳(就学前)までの乳幼児
※10月より、小学1年生から6年生の入院も対象となります。

■助成の範囲

初診時一部負担金のみで病院を受診できます。(入院時の食事代・予防接種等、保険適用外の費用は助成の対象になりません)

所得制限

■すべての助成制度には所得制限があります。主に生計を維持している方の所得が表1の限度額未満であることが要件です。

【表1】所得制限限度額

扶養親族等の数	重度	ひとり親	乳幼児
0人	6,287,000円	2,360,000円	5,320,000円
1人	6,536,000円	2,740,000円	5,700,000円
2人	6,749,000円	3,120,000円	6,080,000円
3人	6,962,000円	3,500,000円	6,460,000円
4人	7,175,000円	3,880,000円	6,840,000円

※収入額ではありません。給与収入の方は給与所得控除後の所得額を参考にしてください。

更新手続き

助成制度を受けている方には、受給者証を郵送していますが、転入してきた方、所得や扶養状況等の確認が必要な方は更新手続きが必要となります。手続きの必要な方には、7月中に申請書を送付していただきます。まだ手続きをしていない方は早めにお済ませください。

市民課医療給付係

〒24-2111 内線467・321番

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

政府は、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)について、次のとおり一部の見直しを決めましたので、お知らせします。

◆平成20年度の保険料の軽減割合を拡大します◆

所得の低い世帯の方で、下表に該当する方は、平成20年度において新たに次の軽減を受けられます。

対象になる方	新たな軽減対策
今年度の均等割額が7割軽減されている方	→ 均等割額が8.5割軽減になります
「賦課のもととなる所得金額」※1が58万円以下の方	→ 所得割額が5割軽減になります

※1「賦課のもととなる所得金額」は、保険料額決定通知書で確認ください。
・改めて手続きをする必要はありません。
・対象になる方には、改めて8月中に減額後の保険料のお知らせを送付します。



◆被用者保険※2の被扶養者だった方へ◆

被用者保険※2の被扶養者だった方は、年間の保険料の額が2,100円以下になります。

2,100円以下に軽減されていない場合は、被扶養者だったことが確認できていない可能性がありますので、お手数ですが市民課医療給付係まで問い合わせください。

※2被用者保険とは

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。